

(別紙5)

整理番号 2017P-115
補助事業名 平成29年度 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業
補助事業者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

1 補助事業の概要

(1) 事業の目的

養子縁組や親の離婚など、家族の形はどうであれ、子どもの健やかな養育を促進し、子どもの最善の利益を確保するために、民間の立場で支援を実施する。とりわけ、社会の中で支援が十分とはいえない養子のルーツ探しと離婚後の面会交流について、当法人がこれまでに蓄積した知見を活かし、社会福祉の一環として支援する。

(2) 実施内容

<http://www.issj.org/> (URL)

平成29年度「子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動」補助事業において、国際離婚による子どもの面会交流支援と、養子となった子どものルーツ探し支援を通じた家族再構築事業を実施した。

平成29年4月1日より平成30年3月31日までに取り扱ったケース数および相談受付回数は、次頁のとおりである。

相談支援（延べ）実施数：

面会交流： 541回 ルーツ探し：286回

面会交流

面会交流支援は、婚姻関係が破綻した両親とその子どもを対象とした支援事業である。別れて暮らす親と子が会えない状況を改善し、面会交流の機会が保てるよう支援を行っている。ISSJでは、本事業において、国際結婚が破たんした場合の面会交流について支援を行った。離婚後の親による子どもの連れ去りは、国境を越えて行われると国際問題にも発展しうる。裁判所のホームページには、面会交流調停について、次のように説明されている。「子どもとの面会交流は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるので、調停手続では、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子どもに精神的な負担をかけることのないように十分配慮して、子どもの意向を尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。」

子どもにとって親はかけがえのない存在であり、両親から愛されているという感覚は、親の離婚によって奪われてはならない。子どもの自己肯定感を育むには親との愛着形成が必要であり、子どもが乳幼児期から青年期に至る過程で周囲との信頼関係を築く上でも、愛着形成が深く関与する。面会交流では、頻度の差異はあれ、実施する度に自分にはもうひとりの親が居ること、その親にとって自分がかけがえのない存在であることを確認できる。ISSJでは、ソーシャルワーカーが関与しながら子どもの最善の利益を図ることを目指し、面会交流支援を行う。外国につながるある家族に対しては、別居親との文化の違いや愛情表現の違いなどがあるため、子どもと別居親がコミュニケーション方法の差異を理解できるように手助けするのもソーシャルワーカーの役割である。子どもと両親の双方に文化、習慣の違いなどを必要に応じて多言語で説明し、親子の相互理解が深まるように働きかけている。現代社会においては、家族の問題はもはや一家庭内の私的な領域にとどまらず、場合によっては行政や大使館が関与することからもわかるように、社会的意味合いが高まっているといえよう。

(別紙5)

ルーツ探し

養子縁組を経て大人になった子どもは、必ずどこかの段階で自分が何者なのかを知ろうとする。しかし、日本では養子となった者が自分の出自を知る権利が保障されているとは言いがたく、行政も含めルーツ探しの支援は十分に行なわれていない。出自を知る権利は子どもの権利条約にも採択され(第7条)、心理的安定を確保する上で決して欠くことのできないものであると説明されている。

本事業では、ISSJを通して委託された養子縁組のほかに、他の民間団体や児童相談所による養子縁組がなされ、その後、成人になってから自分の出自を知ろうとしてISSJに問合せる場合にも相談に応じた。自分がなぜ養子縁組されたのか、実母はどんな人だったのか、些細な情報を求めて多くの相談が寄せられた。

問合せの際には、相談者の基本情報を聞き取り、ISSJが支援したケースである場合は、養子本人の求めに応じ、当法人で永年保存している情報を開示する。その後、再会を求める場合は、ISSJから実親や親族に手紙を書き、反応がある場合は両者の意向に応じて家族の再統合の機会を設ける。養子は、自分がどのような経緯で養子になったのか、当時の実親と養親の大きな人生の選択について知ることになる。

養子にとって、ルーツ探しを行なうこと自体が大きな決断であり、精神力が問われる作業でもある。居所を突き止めたものの、「会いたくない」と拒絶され、2度目の喪失を経験するリスクもある。すべての当事者が感動的な再会に至るわけではないため、ソーシャルワーカーはその都度、相談者の状態や必要に応じてカウンセリングを行っている。

● 広報活動

ISSJのホームページで当該事業がJKAの補助金によって実施されていることを明記したほか、事業報告書などにも記載した。ISSJが主催する年に二回のチャリティ映画会バザー(第74回:2017年6月3日、第75回:10月13日開催)でも、パネルを展示した。



チャリティ映画会・バザー参加者

- ・ 第74回：800名
- ・ 第75回：750名

(別紙5)

2 予想される事業実施効果

「平成29年度 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業」として、面会交流支援と、ルーツ探し支援を実施することができた。どちらも日本の中ではまだ法制化されてはいないが、その重要性が高まっていることは政府の方針などからも明らかになっている。子どもの社会的養護については、児童福祉法の改正から養子縁組あっせん法の制定、「新しい社会的養育ビジョン」の発表など一連の施策が打ち出されているが、その中で特別養子縁組は子どもの最善の利益を図る上で重要な手段と位置づけられ、さらに「出自を知る権利」の保障についても言及がある。一方、面会交流については、昨今は家庭裁判所の審判書に具体的に記載されるようになり、両親との交流継続が子どもの生育に必要不可欠なものとして認識が高まっている。

どちらも日本での取り組みは緒についたばかりであり、公的機関・民間とも試行錯誤の段階といえる。当法人は、ルーツ探し／出自を知る権利について創設以来取り組んでおり、知見を積み重ねてきた経緯がある。面会交流についても、日本がハーグ条約に加入する以前から支援を行っていた。今後、社会の中で「子どもの最善の利益」への意識が高まり、子どものための施策・法制度が増えることは喜ばしいことである。そのような中で、本事業で実施した支援は一歩進んだ実践であり、今後の施策、行政・民間の取り組みにとっても役立つものと考えている。

3 補助事業に係わる成果物

(1) 補助事業により作成したもの
なし

(2) (1) 以外で当事業において作成したもの
なし

4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： 社会福祉法人 日本国際社会事業団（ニホンコクサイシャカイジギョウダン）

住 所： 〒113-0034
東京都文京区湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F

代 表 者： 理事長 永坂哲（ナガサカサトシ）

担 当 部 署： 事務局（ジムキョク）

担 当 者 名： 常務理事 石川美絵子（イシカワミエコ）

電 話 番 号： 03-5840-5711

F A X： 03-3868-0415

E - m a i l： issj@issj.org

U R L： www.issj.org